

産後運動指導士資格認定制度規約

第 1 条 資格認定制度の目的

産後の女性への適切かつ良質な運動指導を行える指導者を継続的に育成するために、統一された認定基準に従い産後運動指導士資格認定を行うことで全国的な指導者育成体制を作り、出産後の女性に対する体力の回復と向上、さらに心身の健康を支援する体制を作り上げることを目的とする。

第 2 条 認定する資格の種類

一般社団法人 身体開発研究機構（以下「PDR」と称する）が認定する産後女性への運動指導に関する資格は、次の 3 通りである。

「産後運動指導士」資格

本資格は産後女性への運動指導を行う上で、必要な知識と実技指導の能力と技能を有し、産後女性への運動指導をする上で十分な能力を有すると PDR が認めたものである。資格取得のためには、基礎となる資格の所持もしくは PDR の基礎講座を受講の上、「産後運動指導士取得講習会」を受講し、検定試験に合格する必要がある。

「産後運動指導士」は、PDR の認定する産後女性への運動指導に関するすべての基本となる資格と位置付けられている。

「上級産後運動指導士」資格

この資格は、上記「産後運動指導士」資格を取得した後、一定期間内に十分な学習と実践が認められ、PDR による認定講習を受けた資格認定者に認める。

なお、通常の産後指導士資格と上級資格をあわせて所持する必要はない（上級産後運動指導士所持している場合、産後運動指導士も所持しているものとする）。

「産後運動指導士育成指導者」資格

この資格は、「産後運動指導士養成講座を企画立案して運営する能力を持ち、指導士を指導する者」としての知識・技能などの能力を備えていることを認定する資格である。産後運動指導士育成指導者は、PDR による資格認定委員会によって特別に認定されたものが取得できる。

育成指導者資格も、通常の産後指導士資格や上級産後運動指導士資格とあわせて所持する必要はない（産後運動指導士育成指導者資格を所持している場合、産後運動指導士と上級産後運動指導士も所持しているものとする）。

第 3 条 資格認定の条件

PDR の「産後運動指導士」の資格認定は、PDR もしくは PDR に認定された「産後運動指導士育成指導者」資格を持つ者が主催する「産後運動指導士養成講座」を修了していることを原則とする。

(2) 「産後運動指導士」の資格認定講座は、下に挙げる資格を既に所持している者が受講できる。

日本スポーツ協会 共通科目 I

理学療法士

作業療法士

柔道整復師

中学・高校教員免許状（体育）

日本トレーニング指導者協会トレーニング指導者

NSCA ジャパン CSCS

健康運動指導士

健康運動実践指導者

(3) (2)に挙げた資格を持たないものであっても、体育学、保健学、医学または教育学の学士を持つものは PDR の審査の上「産後運動指導士養成講座」を受講することができる。

(4) (2), (3)に挙げた資格を所持していない場合、「産後運動指導士取得基礎講座」を受講し検定試験に合格することで「産後運動指導士養成講座」を受講することができる。「産後運動指導士取得基礎講座」の内容については別途定める。

(5) 「産後運動指導士育成指導者」が「産後運動指導者養成講座」または「産後運動指導士取得基礎講座」を開催する場合、必ず「開講企画書」を PDR に提出し、開催する講座が PDR の定める基準とカリキュラムを満たしており、講師が基準に達していることについて PDR より承認を受けなければならない。

第 4 条 特別認定

第 3 条の特例として、PDR が認定した「指導士養成講座」を修了しなくとも、PDR により産後運動指導士または上級産後運動指導士、産後運動指導士育成指導者と同等の能力と技能、実力を持つと判断した場合、資格を認定できるものとする。

第 5 条 資格認定の申請

資格認定を希望する者は、PDR の認定した資格認定を受けられる指導者養成講座を修了しなければならない。そのため、資格認定希望者は指導者養成講座を受講しなければならない。そして、その指導者養成講座受講修了後に、PDR の定める「資格認定の手続き」に従って認定申請書類などを作成し、指導士資格認定審査料とともに PDR へ資格認定を申し込むものとする。

(2) 資格認定の申請書類は PDR で配布し、すべての事務は PDR により行う。

第 6 条 資格の認定

PDR では、資格認定のために提出された書類などを総合的に審査し、認定委員会の了承を得て、資格を発行する。資格を認定した者（合格者）には産後運動指導士認定証明書（以下「証明書」という。）を交付し、資格認定者として指導士データベースに登録する。

(2) 不合格者はその結果を申請者に通知する。なお、審査の結果資格認定で不合格となり、証明書を発行できない場合でも上記の審査料は必要となる。

第 7 条 資格認定委員会

資格の審査は、資格認定委員会が行う。資格認定委員会は PDR によって選任される。人数は以下の定める。

委員長 1 名

委員 若干名

第 8 条 資格の有効期間

証明書の有効期間は 3 年間とする。有効期間を超えて 3 ヶ月以内に手続きが完了しない場合には資格は失効する。

ただし、やむを得ない事情により提出ができなかった場合には、指導士資格の有効期限から 1 年間を原則として資格更新を認める。遅れて更新した場合にも、資格の有効期限は本来の期限から変更しない。

また、有効期間内であっても、年度ごとの登録料の納付が確認できない場合には資格を停止する。その場合、登録料の納付が確認できた時点で資格停止を解くこととするが、3 年の有効期間に変更は生じない。

第 9 条 資格の更新

PDR は、資格取得後 3 年が経過する 1 ヶ月前までに「資格更新通知」を自宅へ送付する。

指導者は必要手続きを行うことにより資格を更新することができる。

資格更新をするためには、3年の間に一定以上の学習と実践が認められる必要がある。資格更新の可否については資格認定委員会によって判断される。

第 10 条 指導士としての学習と実践

指導士としての指導経験は、時間によってポイントに換算する。また、PDR が指定する講習会や学習会などに参加することによってポイントが付与される。産後運動指導士と上級産後運動指導士の資格を更新するためには、必要なポイントは別途定める。また、学習や実践によって付与されるポイントの換算についても別途定めることとする。

第 11 条 資格認定証明書の再交付

証明書を紛失した場合は PDR にすぐに申し出なくてはならない。必要書類を提出すれば証明書を再発行する。また、申請時に届け出た内容（氏名、住所等）に変更が生じた場合は、随時届け出なくてはならない。

第 12 条 費用

PDR への申請などの費用は別途定める。

第 13 条 その他

ここに定めがないものは、全て PDR の理事会に諮って決定するものとする。

(2019年7月1日 実施)